

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 108 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の改正」に

ついて

企業会計基準委員会は平成 27 年 12 月 28 日に公表した「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を一部見直し、平成 28 年 3 月 28 日に改正企業会計基準適用指針第 26 号「繰延資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、「改正適用指針」とします。）を公表しました。今回は当該改正適用指針の改正点をご説明いたします。

【改正の概要】

今回の改正では、改正適用指針を早期適用(平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用)した場合、比較可能性を確保する観点から、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表に係る比較情報について以下の(1)から(3)に該当する定めを当該年度の期首に遡って適用することが明確にされました（改正適用指針第 49 項(2)）。

(1) (分類 2)に該当する企業において、スケジュール不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い

(2) (分類 3)に該当する企業において、おおむね 5 年を明らかに超える見積可能期間においてスケジュールリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い

(3) (分類 4)の要件に該当する企業であっても、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には(分類 2)に該当するものとする取扱い

【改正の背景】

平成 27 年 12 月に「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下、改正前適用指針)を公表した後、早期適用した企業において、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表に対応する比較情報について、期首に遡って適用する範囲を明確にすべきとの意見が聞かれました。この点、当該比較情報については、会計方針の変更として取り扱われる上記(1)から(3)に該当する定めに限って、当該年度の期首に遡って適用することを、改正前適用指針の公表時に企業会計基準委員会は意図していました。改正適用指針では、この公表時の意図を確認するために、第 49 項(2)の表現を一部見直しました。